

当日配布資料

平成 18 年度

(社)日本技術士会北海道支部
臨時総会資料

議題：北海道技術士センターと日本技術士会北海道支部
の組織統合について

平成 18 年 11 月 28 日

目 次

1.	センターと支部の統合に関わる背景と目的※ ¹	P - 1
2.	協賛会員(センター会員)に関する基本的事項※ ²	P - 3
3.	北海道支部組織図について※ ³	P - 3
4.	北海道支部規則及び同内規の改正案について	P - 5

※1～※3) 上記1～3の内容については、「平成18年度 北海道
技術士センター 臨時総会資料」と共通です。

1. 北海道技術士センターと北海道支部の統合に関わる背景と目的

① 技術士の社会的地位向上のため

技術士が社会的な地位を確固たるものにするには、会員を拡大しプロ集団としての職業法的地位を確立する必要がある。このためには、任意団体のセンター会員では社会的認知度が弱く、「公益社団法人」である（社）日本技術士会会員とともに組織化された一員（協賛会員）として行動することが望ましい。[図－1 参照]

② 技術士の社会貢献が求められている

技術士法の改正により、「科学技術創造立国」の実現のため、技術士の社会貢献が求められている。このためには地域住民から、信頼される集団に所属しているという認知が必要である。したがって「公益社団法人」として認知された（社）日本技術士会の一員としての社会貢献活動であることが望ましい。

③ 「第3期科学技術基本計画」のなかで技術士に期待が寄せられている

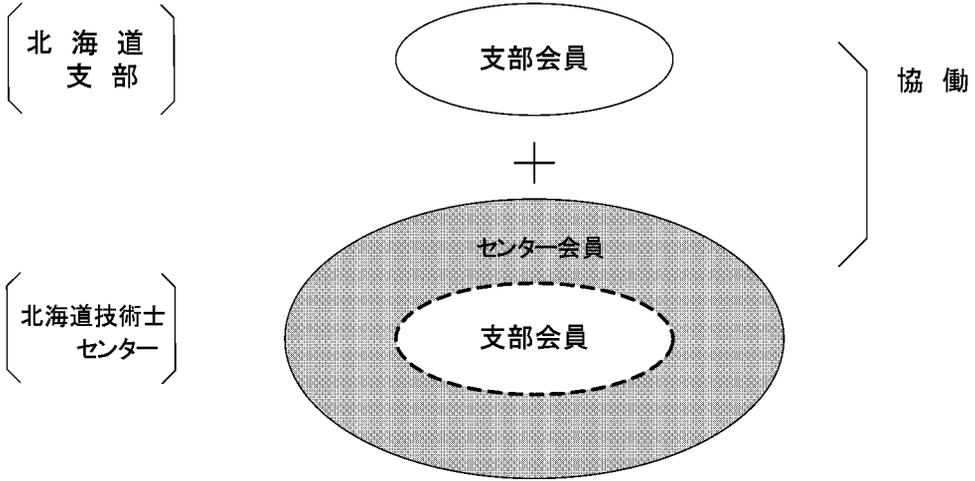
わが国の科学技術基本政策となっており、平成 18 年度からスタートした「第3期科学技術基本計画」においては、「科学技術の成果還元とそのための人材育成」を基本計画の骨子としており、この中で「技術士制度等の普及拡大と活用推進」が特記されている。この期待に応えるためには、多くの技術士がプロ集団として結集し社会的信頼を勝ち得てゆく必要がある。

④ （社）日本技術士会は、上記の理由から「技術士ビジョン21」

において支部組織の強化と会員の拡大を図っている

（社）日本技術士会は、支部の下部組織を県技術士会に一本化してきているが、地方組織としての任意団体は現在までに北海道と九州を残すのみとなった。平成 19 年春には九州も支部に一本化する予定である。北海道においてもこれまでの支部・センター一体となった独自の広範な活動を維持しつつ、支部・センターを統合し、支部会員の増強に協力して行きたい。

これまでのセンター活動(支部との協働)



当面の支部活動

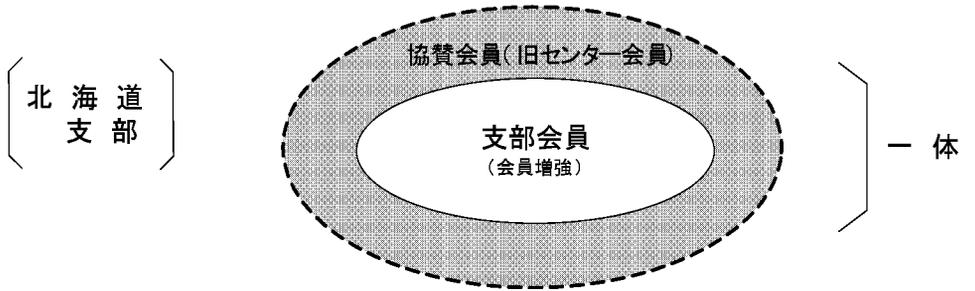


図-1 組織統合の模式図

2. 協賛会員(センター会員)に関する基本的事項

①会員種別と年会費

- ・ 日本技術士会に入会していないセンター会員（技術士および技術士補）は、経過措置として「協賛会員 A」および「協賛会員 B」と位置づけ北海道支部に移行する。
- ・ 支部の協賛会員 A および協賛会員 B の年会費は、これまでと同額（5,000 円および 3,000 円）とする。
- ・ センターの賛助会員（法人等）はそのまま支部に移行する。
- ・ 経過措置の取り扱いは数年を目途とするが、支部・センターの協働により成り立ってきた活動の成果を踏まえ、新支部組織の活動状況を見極め慎重に判断する。
- ・ 平成 19 年度からは新合格者への支部会員の入会案内を積極的に行うとともに、将来の支部会員増強を目指し協賛会員についても可能な限り入会案内を行う。

②予 算

- ・ センターの広告協賛金はそのまま支部に移管する。
- ・ センター積立金（540 万円）はそのまま支部に移管する（特別事業積立金）。

③支部役員

- ・ 支部に協賛会員が加わることに伴い、副支部長（1 名→若干名）、幹事（若干名→20 名以内）及び事務局次長（1 名→若干名）を増員する。

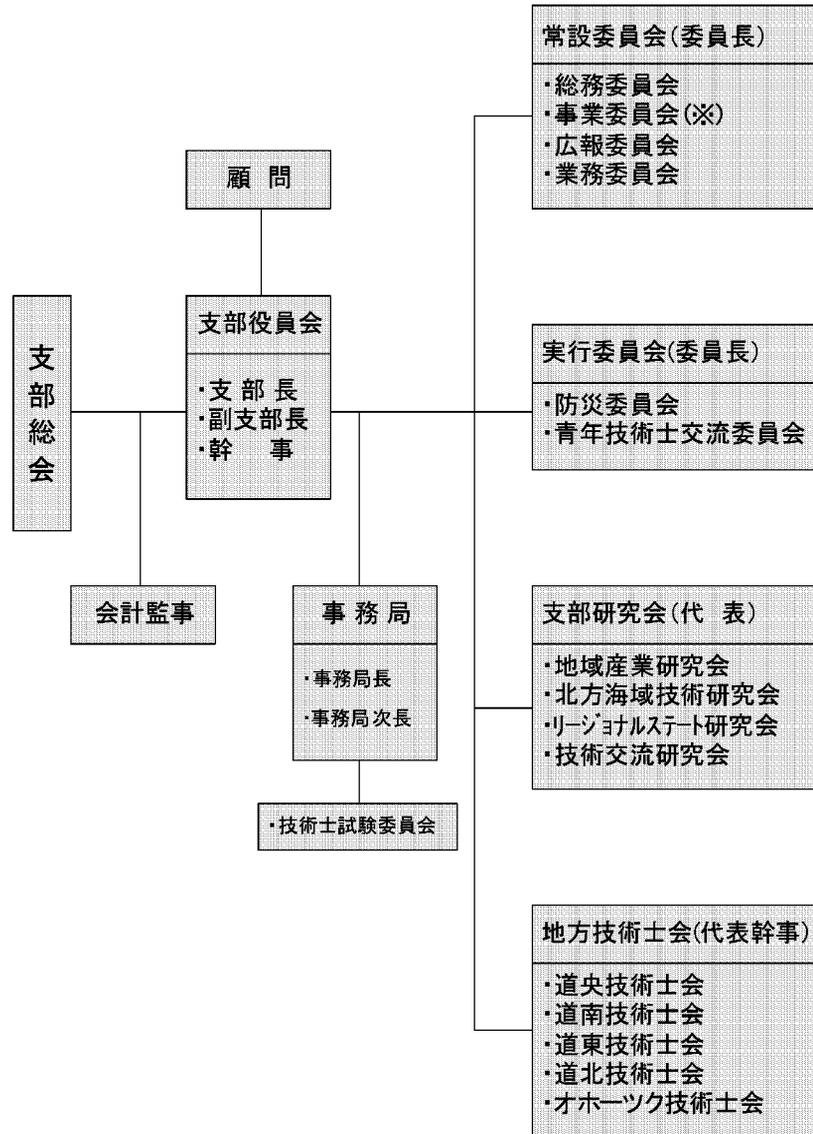
④協賛会員の権利

- ・ 協賛会員は、支部役員（支部長、副支部長、幹事、会計監事、事務局長、事務局次長）、支部常設委員会の委員、実行委員会・研究会・地方技術士会の代表者には就けない。
ただし、研究会や地方技術士会などの活動には自由に参加できる。
- ・ 協賛会員は、「支部に属する準会員」と同様、総会等で意見を述べることはできるが、議決権を有しない。

3. 北海道支部組織図について

支部・センター統合後の組織図を図－2 に示す。

北海道支部組織図(統合後)



注1： 常設委員会は支部会員で構成する。

注2： 実行委員会・支部研究会・地方技術士会については支部会員、協賛会員で組織する。
ただし、協賛会員は委員長・代表・代表幹事には就けない。

注3： センター有資格者増強委員会は平成18年度で解散する。

注4： センター活動推進委員会は事業委員会に統一する。(※)

注5： 実行委員会・地方技術士会は、総務委員会(常設委員会)の所管とする。

注6： 支部研究会は、業務委員会(常設委員会)の所管とする。

図-2 北海道支部組織図(統合後)

4. (社) 日本技術士会北海道支部規則と同内規の改正案について

【 改正 (案) 】

社団法人 日本技術士会 北海道支部規則 (改正案)

設 立 昭和 41 年 5 月 28 日

最終改正 平成 19 年 4 月 1 日

序 文

本規則は、定款細則第 5 章にもとづき定めたものである。

第 1 章 総 則

第 1 条 本支部は、社団法人 日本技術士会 北海道支部 (以下「支部」という) と称する。

第 2 条 支部は、北海道に事務所、勤務先、または住居を有する、会員および準会員をもって構成する。支部の事務所は札幌市におく。

第 3 条 支部は、社団法人 日本技術士会 (以下「本部」という) ならびに各支部と協力して、技術士の品位の保持、専門技術の向上をはかり、かつ会員相互の連絡協力を密にし、地域に密着して、技術士業務の啓発、地域経済・産業の発展、福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 4 条 支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本部および各支部との連絡と情報交換を図ること。
- (2) 当該地区における技術士制度の普及および啓発のほか、会長から委嘱された事業に関すること。
- (3) 支部に属する会員および準会員相互の連絡と協力を図ること。
- (4) 支部に属する会員および準会員の技術の啓発を図ること。
- (5) 支部に関する一般事務および事業。
- (6) その他支部に関する事項。

第 2 章 会 員

第 5 条 支部の会員は、北海道に事務所、勤務先、または住居を有する、社団法人 日本技術士会 会員および準会員とする。

第 6 条 社団法人 日本技術士会に入会をもって支部会員とし、退会したとき支部も退会とする。

【 改正（案） 】

第3章 役員

第7条 役員は、第5条の会員をもって構成する。

第8条 支部に次の役員をおく。

支部長	1名	
副支部長	若干名	【現行；1名】
幹事	20名以内	【現行；若干名】
会計監事	2名	

第9条 支部長は、支部に属する会員の互選によって定める。

第10条 副支部長および会計監事は、支部に属する会員のうちから支部の総会の承認を経て、支部長が委嘱する。

2. 幹事は、支部に属する会員および準会員のうちから支部の総会の承認を経て、支部長が委嘱する。

第11条 支部長は、支部を代表し、総会、役員会の議長となるほか、支部に関する業務を統括する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

第12条 幹事は、支部長を補佐し、会務を審議し処理する。

2. 会計監事は、支部の会計を監査する。

3. 会計監事は、役員会に出席して、その職務について意見を述べることができる。

第13条 役員の任期は2年とし、その選任された年度の総会から翌々年の定時総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 副支部長、幹事、または会計監事に欠員が生じ、支部長が補充の必要を認めたときは、支部長は役員会の承認をうけて補充する。

3. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 役員は、任期満了後も、後任者の就任が決まるまでは引き続きその任務を行う。

第4章 会議

第14条 支部の会議は、総会、役員会とし、支部長が招集する。

第15条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2. 定時総会は、毎年度当初に開く。

3. 臨時総会は、次の場合に開く。

(1) 支部長が必要と認めたとき。

(2) 役員会が必要と認めたとき。

(3) 支部に属する会員の5分の1以上から会議の目的を明示して請求があったとき。

【 改正（案） 】

第16条 総会においては、本規則に規定するもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業および会務に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 役員会において総会に付議する必要があると認めた事項
- (4) 本規則の変更または廃止に関する事項

第17条 総会は、支部に属する会員をもって構成し、その2分の1以上の出席を要する。

ただし、委任状も含む。

2. 総会の決議は、出席した支部に属する会員の2分の1以上をもって行い、可
同数のときは議長がこれを決定する。
3. 支部に属する準会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第18条 役員会は、次の事項を審議し処理する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 総会により委任された事項
- (3) 支部運営に関する事項
- (4) 支部事業活動に関する事項
- (5) 本部との関連・連絡調整事項のうち重要なもの
- (6) その他支部長が必要と認めた事項

第19条 役員会は、構成員の2分の1以上の出席を要する。

2. 役員会の議決は第17条に準ずる。

第20条 支部業務の円滑を図るため、常設または臨時の各委員会を置くことができる。

第5章 会 計

第21条 支部の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第22条 支部の経費は、次に掲げる収入をもって支弁する。

- (1) 本部交付金
- (2) 各種補助金
- (3) 試験運営費
- (4) 行事参加費
- (5) その他収入

第23条 支部長は、毎会計年度の終了後、次の書類を定められた様式で作成し、役員会
の議を経て、会計監査を受け、総会に提出し、その承認を受けなければならない。
い。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 備品目録
- (4) 余剰金処分案または欠損金処理案

第24条 会計監事は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

【 改正（案） 】

第25条 支部長は、毎年度次の書類を作成し、役員会の議を経て、総会の承認を受けなければならない。

（1）事業計画書

（2）収支予算書

第26条 支部長は、毎事業年度の事業計画、収支予算および事業報告、収支決算を、会長に報告しなければならない。

第6章 事務局

第27条 支部の事務処理のため事務局を置く。事務局に関する規則は、別に定める。

附 則

本支部規則は、平成19年4月1日から施行する。

【 現 行 】

社団法人 日本技術士会 北海道支部規則内規

改 正 平成17年4月20日

(事 務 局)

第1条 本支部の事務局に次の役員をおく。

事務局長 1名

事務局次長 1名

2. 事務局長は支部長が幹事の中から指名する。
3. 事務局次長は事務局長が支部会員の中から指名する。
4. 事務局長及び事務局次長の任期は、支部規則第13条に準ずる。
5. 事務局長及び事務局次長は支部長を補佐し、支部の業務を処理する。

(顧 問)

第2条 本支部には、必要に応じて顧問をおくことができる。支部長は永年に亘り支部役員として功績があった者を総会の承認を経て顧問に委嘱することができる。

2. 支部長は、本支部の組織および運営に関して、顧問の助言を求めることができる。
3. 顧問の任期は、支部規則第13条に準ずる。

附 則

本内規は、平成17年4月20日から施行する。

【 改正（案） 】

社団法人 日本技術士会 北海道支部規則内規（改正案）

改 正 平成 19 年 4 月 1 日

（組 織）

- 第 1 条 支部に常設委員会（委員長），実行委員会（委員長），支部研究会（代表），地方技術士会（代表幹事）をおく。
2. 常設委員会委員および各委員会等の代表者は、会員がこれに当たる。

（事 務 局）

- 第 2 条 支部の事務局に次の役員をおく。
- | | |
|-------|-----|
| 事務局長 | 1 名 |
| 事務局次長 | 若干名 |
2. 事務局長は支部長が幹事の中から指名する。
3. 事務局次長は事務局長が支部会員の中から指名する。
4. 事務局長及び事務局次長の任期は，支部規則第 13 条に準ずる。
5. 事務局長及び事務局次長は支部長を補佐し，支部の業務を処理する。

（顧 問）

- 第 3 条 支部には，必要に応じて顧問をおくことができる。支部長は永年に亘り支部役員として功績があった者を総会の承認を経て顧問に委嘱することができる。
2. 支部長は，本支部の組織および運営に関して，顧問の助言を求めることができる。
3. 顧問の任期は，支部規則第 13 条に準ずる。

（賛助会員）

- 第 4 条 賛助会員は社団法人 日本技術士会の趣旨に賛同し、役員会の入会承認を得た法人等とする。

（協賛会員）

- 第 5 条 協賛会員 A は、社団法人 日本技術士会に入会していないがその趣旨に賛同し、役員会の入会承認を得た技術士もしくは技術士第二次試験合格者とする。
2. 協賛会員 B は、社団法人 日本技術士会に入会していないがその趣旨に賛同し、役員会の入会承認を得た技術士補、技術士第一次試験合格者および技術士第一次試験合格者と同等の資格を有する者とする。

（協賛会員の会費）

- 第 6 条 賛助会員の会費は年額 1 口につき 5,000 円とし、入会時に全額を払い込み、以後は毎年度初めの月に払い込むものとする。
2. 協賛会員 A の会費は年額 5,000 円、協賛会員 B の会費は年額 3,000 円とし、入

【 改正（案） 】

会時に全額を払い込み、以後は毎年度初めの月に払い込むものとする。

3. 協賛会員が引き続き2年度にわたり会費未納の時は、役員会の決議によって退会したものとみなすことができる。

（協賛会員の権利）

第7条 協賛会員は、総会に出席して意見を述べることはできるが、議決権は有しない。

（協賛会員の除名）

第8条 協賛会員が本支部の目的に著しく反する行為もしくは技術士および技術士補の品位を失う行為をしたときは、役員会の決議により除名することができる。

附 則

本内規は、平成19年4月1日から施行する。